

インド
意匠規則

2008年S. O. 1460(E)号改正

2008年6月17日施行

目次

序

- 規則 1 略称及び施行
- 規則 2 定義
- 規則 3 書類の提出及び送達方式
- 規則 4 送達宛先
- 規則 5 手数料
- 規則 6 様式
- 規則 7 書類の寸法等
- 規則 8 法第 5 条, 第 12 条, 第 19 条及び第 37 条に規定の書類の署名及び証明
- 規則 9 代理権

意匠

- 規則 10 物品分類

登録出願

- 規則 11 出願
- 規則 12 新規性の陳述
- 規則 13 追加の表示の写し又は見本
- 規則 14 表示
- 規則 15 意匠登録の相互主義出願
- 規則 16 法第 8 条(1)に基づく異議申立の方法
- 規則 17 受理
- 規則 18 拒絶理由
- 規則 19 長官の決定
- 規則 20 審判日
- 規則 21 6 月以内の未完了
- 規則 22 法第 7 条に基づく登録意匠の詳細の公告
- 規則 23 法第 11 条(2)に基づく申請方法
- 規則 24 意匠の回復
- 規則 25 不納付の延長手数料の納付

物品への表示

- 規則 26 販売による引渡し前の物品への表示

閲覧及び調査

規則 27 意匠の閲覧

規則 28 法第 18 条に基づく調査

取消

規則 29 法第 19 条に基づく意匠登録の取消

総則

意匠登録簿

規則 30 意匠登録

規則 31 宛先の変更

規則 32 法第 30 条(3)に基づく書類の登録

規則 33 後の所有権の登録申請

規則 34 申請書の詳細

規則 35 権原及び他の証拠の書類の提出

規則 36 登録様式

規則 37 書類届出の登録

規則 38 登録簿閲覧時間

規則 39 登録簿の更正

規則 40 更正に対する異議

証明書

規則 41 書類の認証謄本

規則 42 宣誓供述書の様式等

長官による費用の裁定

規則 43 費用の額

長官の各種権限

規則 44 長官の裁量権その他権限の行使

規則 45 長官の陳述書提出命令

規則 46 補正の一般権限

規則 47 期間延長の一般権限

廃止

規則 48 廃止

第 1 附則(規則 5 参照)手数料

第 2 附則(規則 6 参照)様式一覧

第 3 附則(規則 10 参照)物品分類

第 4 附則(規則 43 参照)長官に対する手続において認められる費用額

第 5 附則(規則 17 参照)

序

規則 1 簡略名称及び施行

- (1) 本規則は、2008 年意匠規則と称する。
- (2) 本規則は、官報に公告の日から施行する。

規則 2 定義

本規則において、主題又は文脈に相反する事項がない限り、

- (a) 「法」とは、2000 年意匠法を意味する。
- (b) 「連合王国、又は条約国若しくは国家群、又は政府間機関における出願」とは、連合王国、又は条約国若しくは国家群、又は政府間機関の何れかの地域に居住する者によりされる、法第 44 条の規定に基づくインドにおける意匠保護の出願を意味する。
- (c) 「特許庁」とは、1970 年特許法(1970 年法律第 39 号)第 74 条にいう特許庁であって、支庁を除くものを意味する。
- (d) 「相互主義出願」とは、法第 44 条に基づくインドにおける出願を意味する。
- (e) 「組物」とは、同一の一般的特性を有し、通常一緒に販売されており、又は一緒に使用されることを意図した多数の物品であって、その特性を変更するのに十分でないか又は実質的にその同一性に影響を及ぼさない変更態様を有するか否かを問わず、全て同一の意匠を有するものを意味する。

規則 3 書類の提出及び送達方式

- (1) 特許庁、長官又はその他の者に対して、法若しくは本規則に基づいて提出、送達、作成若しくは差出することを授権され又は必要とする願書、通知、その他の書類については、手交し、または長官又はその他の者宛ての郵便料前払書状によって、又は宅配便、又は正式な認証を得た電子送信により送付することができる。郵便料前払書状、又は宅配便、又は認証を得た電子送信により送付する場合、それを同封した書状が通常の郵送、宅配便、または正式な認証を得た電子送信の経路により配達される筈のときに、提出、配達、作成若しくは差出されたものとみなす。前記送付を立証するに当たっては、当該書状が宛先記入の上、投函されたことを立証すれば、十分とする。ファクシミリ、又は E メールで送付された願書、通知又は書類については、その内容が明瞭且つ十分に判読でき、且つ手数料と書類を同時に提出することが要求される場合を除き、その原本又は写しをその受理日から 15 日以内に特許庁に提出すれば、提出、配達、作成若しくは差出されたものとみなす。
- (2) 登録意匠所有者に対して意匠登録簿に登録されたその者の住所若しくは送達宛先に向けられた書面通知、又は法若しくは本規則に基づく手続における出願人若しくは異議申立人に対して願書若しくは異議申立書に記載された住所若しくは以下に規定される送達のため記載された宛先に向けられた書面通知については、適正に名宛されたものとみなす。
- (3) 如何なる意匠登録出願、意匠権の期間延長申請、意匠登録の取消申請及び意匠登録簿の更正申請も、出願人又は申請人は、認容され又は必要とされる所定の手数料と共に、これを支庁にも提出、配達、作成又は差出することができる。
- (4) 支庁は、当該願書又は書類を特許庁本庁に移送し、その処理及び手続きに付す。

規則 4 送達宛先

法若しくは本規則に基づく手続における各出願人若しくは異議申立人、及び今後登録意匠所有者になる各人は、インドにおける送達宛先を届けなければならない、前記宛先は、意匠に関連する全ての目的で、前記出願人、異議申立人又は登録意匠所有者の実際の住所として扱う。当該宛先が届けられない限り、長官は、出願若しくは異議の手続を処理する義務、又は法若しくは法に基づき作成された規則により必要とされることがある通知を送付する義務の何れも負わない。

ただし、当該送達宛先は、代理人／出願人の E メール又はデジタルの宛先を含むことができる。

規則 5 手数料

(1) 意匠法及び法に基づき作成された規則に関連して意匠登録及びその出願について納付を要する手数料並びにその他の事項について納付を要する手数料は、本規則第 1 附則に規定された手数料とする。

(2)

(a) これらの規則に基づいて納付すべき手数料は、現金又は電子的方法によるか、または特許庁の住所の指定銀行から引き出すことの出来る長官を名宛人にした銀行為替手形又は小切手を送付することで納付することができる。

(b) 書類について必要とされる手数料に関しては、手数料をすべて一括して同書類の提出と同時に納付しなければならない。

(c) 一旦、手続のための手数料が納付された場合、当該手続が行なわれるか否かにかかわらず、通常、返還はされない。

(d) 所管当局の承認に従うことを条件として、如何なる出願人又は代理人も会計年度内に一度のみ金銭を予納し、長官に対して手数料の納付が発生した際にその予納金を取崩すよう求めることができる。その場合、予納金取崩し請求の受理日又は予納金取崩し請求が受理されたとみなされる日の何れか早い方の日を、手数料の納付日とする。

ただし、取崩し請求をする者の残高が、必要な納付額を上回っていることを条件とする。

規則 6 様式

(1) 第 2 附則に規定の様式については、各事件の状況から必要とされる変更を施した上、それに記載の目的に使用する。

(2) 何らかの目的に沿う様式が規定されていないときは、出願人は、第 2 附則に規定された様式を、長官が許可することができる修正又は変更を施した上で適用することができる。

規則 7 書類の寸法等

(1) 特許庁に送付され若しくは提出され、又は長官に提供される全ての書類及び書類の写しは、図面又は表示を除いて、(別段の指令がない限り)英語／ヒンディー語により、A4 サイズの丈夫な白紙(210mm×296.9mm)にその左端に 4cm の余白を置いて、片面のみに色の濃い永続するインクをもって大型で判読し易い文字で手書きされ、タイプされ、石版印刷され、又は印刷されたものでなければならない。それに対する署名は、大型で判読し易く手書きしなければならない。

ならず、判読し難い署名又は英語以外の書体で書かれた署名には、英語のブロック字体による名称の書写を添付しなければならない。

(2)書類の追加の写しは、長官の請求のあるときはいつでも、特許庁に提出しなければならない。

(3)出願人その他の者の名称及び住所は、それらの者の国籍、及び他に身元確認に必要な詳細(ある場合)と共に、完全に記載しなければならない。

規則 8 法第 5 条, 第 12 条, 第 19 条及び第 37 条に規定の書類の署名及び証明

法第 5 条, 第 12 条, 第 19 条及び第 37 条に規定の書類には、最下部に日付を付し、かつ、署名しなければならない。また、それに記述の事実及び事項については、それらに署名する者の知識、情報及び信条の及ぶ限り真正なものである旨の陳述を記載しなければならない。

規則 9 代理

法第 43 条の規定に該当する全ての事項については、出願人は、長官による別段の指令がない限り、その者自身の署名により、その者の代理人として行動すること並びに全ての通知、請求及び通信を受領することについて法第 43 条に規定の者に委任することができる。委任は、様式 21 によってすることができる。

意匠

規則 10 物品分類

- (1) 意匠登録及び本規則の目的で、物品は、本規則第 3 附則に規定の通り分類しなければならない。
- (2) 特定種類の物品の属する分類に関して疑義が生じたときは、必要な場合はいつでも出願人と協議の上、長官がこれを決定する。

登録出願

規則 11 出願

- (1) 意匠登録を求める法第 5 条に基づく願書には、意匠の表示 4 通を添付しなければならないが、当該願書及び意匠の表示の各通には日付を付し、かつ、出願人又はその代理人が署名しなければならない。
- (2) 願書には、意匠が登録されるべき分類及び当該意匠が使用されるべき 1 又は複数の物品を記載しなければならない。
- (3) 2 以上の物品分類に同一意匠を登録しようとするときは、物品分類ごとに別個の出願をしなければならないが、また願書には、1 又は 2 以上の既存登録の各番号を記載しなければならない。
- (4) 長官により請求されるときは、出願人は、当該物品の使用目的を記述しなければならない。

規則 12 新規性の陳述

出願人は、願書及び各表示上に、出願人が自己の意匠に関して主張する新規性についての簡単な陳述を記入することができ、また、如何なる場合でも長官によりその旨を請求されたときは、それを記入しなければならない。

規則 13 追加の表示の写し又は見本

如何なる場合でも長官が請求するときは、出願人は、願書と共に提出する表示又は見本に追加して、意匠の 1 又は 2 以上の表示又は見本を提出しなければならない。

規則 14 表示

- (1) 規則 11 により必要とされる意匠の写し 4 通は、当該意匠について全く類似する図面、写真、トレーシング、又はコンピュータグラフィックスを含むその他の表示とし、又は当該意匠の見本でなければならない。
- (2) 意匠を組物に使用しようとするときは、願書に添付される各表示には、当該意匠を当該組物に含まれる物品に使用しようとする各種取合せの全てを示さなければならない。
- (3) 意匠を適用しようとするのが単一物品か又は組物かを問わず、当該意匠の各表示は、A4 サイズの丈夫な用紙(210mm×296.9mm) (ただし厚紙ではない)の片面上のみに掲載しなければならない。図は、当該用紙上に垂直位置にその詳細が鮮明に見える大きさと配置しなければならない。2 以上の図を示すときは、これらについては、可能であれば、同一用紙上に示し、かつ、各図には(例えば、透視図、正面図、側面図と)表示しなければならない。
- (4) 意匠が組物に使用されるときは、所定の物品が組物を構成するか否かの疑義は、長官がこれを決定する。
- (5) 長官の見解として見本が特許庁の記録に適さないときは、それらは表示で代替される。
- (6) 語句、文字又は数字が意匠に不可欠なものでない場合は、それらは表示又は見本から取り除かれる。それらが意匠に不可欠なものである場合は、長官は、それらの排他的使用の権利の部分放棄の文言挿入を請求することができる。
- (7) 繰返し表面模様から構成される意匠の各表示は、完全な模様並びに長さ及び幅で当該繰返しの十分な部分を示し、かつ、寸法は少なくとも縦 13.00cm、横 10.00cm でなければならない。

い。

(8) 生存者の名称又は表示が意匠上に示される場合において、長官は、必要と認めるときは、当該意匠の登録手続の前に前記生存者からの同意を提出させる。死亡者の場合は、長官は、それらの者の名称又は表示が掲載されている意匠の登録手続の前に、それらの者の法定代理人からの同意を請求することができる。

(9) 写真は、ホッチキスの針やセロテープなどといった方法によらず、強い接着剤でのみしっかりと表示用紙に張り付けなければならない。

(10) 写真を表示用紙に添付する場合は、4通の表示用紙のうちの1通はセロハン/トレーシングペーパー又は他のペーパーで覆ってはならない。

規則 15 意匠登録の相互主義出願

(1) 意匠登録の各相互主義出願には、そのような相互主義出願に係る意匠の保護のため連合王国、又は条約国若しくは国家群又は政府間機関における出願が既にされた旨の陳述を記載しなければならない。かつ、当該出願が既にされた条約国若しくは国家群又は政府間機関、及びその出願日をそれぞれ明記しなければならない。当該出願は、連合王国、又は条約国若しくは国家群又は政府間機関における最初の出願日から6月以内に、連合王国、又は条約国若しくは国家群又は政府間機関における当該出願を行った者又はその者の法定代理人若しくは譲受人が、単独で若しくは他人と共同で、しなければならない。

(2) 意匠登録の相互主義出願で提出された意匠の表示4通に追加し、出願人又は場合によりその前権原者により、連合王国、又は条約国若しくは国家群又は政府間機関における当該最初の出願について提出又は寄託された意匠の写し1通であって、その提出先の特許庁長官若しくは機関の長により適法に認証され若しくは寄託され、又は長官の納得するまで証明されたものを、当該相互主義出願と同時に、もしくは表18に基づき、付則1に規定された手数料の納付とともになされた出願に対し長官が許可することができる3月を超えない付加期間内に、特許庁に提出しなければならない。

(3) 前記及び規則30を除き、相互主義出願に関連する全ての手続は、通常の出願について法により求められた又は本規則により定められた期間内及び方法でなされなければならない。

規則 16 法第8条(1)に基づく異議申立の方法

(1) 法第8条(1)と(5)に基づく異議申立は、様式2によりしなければならない。

(2) 譲渡証若しくは契約書、その他出願における権利、権原若しくは利益に影響を及ぼす書類の原本、認証謄本若しくは公証謄本もまた、長官の検査のため提出しなければならない。かつ、長官は、必要とする権原の他の証拠又は同意書を請求することもできる。

規則 17 受理

登録出願を受領したときは、長官は、審査官の報告書において意匠の登録に対する適法な拒絶理由がないと認めるときは、当該登録出願を受理することができる。受理后、長官は規則の付則5に規定された登録証明書を発行する。

規則 18 拒絶理由

(1) 法第5条(1)にいう出願に関する審査官の報告書の検討により、長官が何らかの拒絶理由

を認め、それが出願人に不利なものであるか又は出願について何らかの補正を必要とするときは、当該拒絶理由通知書を出願人又はその代理人に送付しなければならず、出願人又はその代理人が庁の拒絶理由通知の日から3月以内に拒絶理由を解消し又は聴聞を申請しない限り、出願人は、その出願を取り下げたものとみなされる。

ただし、拒絶理由解消の期間は、出願日から6月を超えない。出願人又はその代理人は、定められた6ヶ月の期間が満了する前に、付則1の指定手数料を納付して様式18に基づく期間延長を請求することにより、3ヶ月を超えない期間について延長をすることができる。

(2) 出願人若しくはその代理人が当該拒絶理由通知書の送付の日から3月以内に(1)に基づき聴聞を申請したとき、又は当該出願人が再出願したか否かを問わず、長官がそうすることが望ましいと認めたときは、長官は、規則21に規定の出願完了のための残存期間に鑑みて聴聞の日付を決定する。

(3) (2)に基づき聴聞が決定したときは、出願人は、当該決定について少なくとも10日の予告又は事件の状況下で長官にとり適切と認められる更なる短期の予告により通知されるものとし、出願人は、当該聴聞に出席するか否かを速やかに長官に通知しなければならない。

(4) (1)、(2)及び(3)に基づいて必要となる聴聞は、可能なときはいつでも電話により認められ、その後ファクシミリ/Eメールにより詳細が通知される。

(5) 出願人を聴聞の後、又は出願人が出席しなかったか若しくは聴聞を受けることを望まない旨を通知したときは聴聞なしに、長官は、適切と考えるところに従って、意匠を登録するか又は意匠の登録を拒絶することができる。

規則19 長官の決定

前記の聴聞における長官の決定は、その決定に至るまでに使用した根拠及び資料を含み、出願人又はその代理人に書面により通知される。

規則20 審判日

長官の決定が交付された日は、審判の目的では、長官決定の日とみなす。

規則21 所定期間以内の未完了

出願人の怠慢又は懈怠により未了となったため出願日から6ヶ月又は規則18で規定する延長期間以内に登録することができなかった出願については、放棄されたものとみなす。

規則22 法第7条に基づく登録意匠の詳細の公告

出願について提出された意匠を受理したときは、長官は、登録を指示し、かつ、当該出願の詳細及び当該意匠が使用されている物品の表示を1970年特許法(1970年39号)第145条に言及する公報で公告するよう指示しなければならない。1970年特許法(1970年39号)第145条で言及する公報で公告するに当たり、長官は、自己の見解では、当該意匠の描写が最善のものとする、表示の1又は2以上の図を選択することができる。

規則23 法第11条(2)に基づく申請方法

法第11条(2)に基づく申請は、様式3によりしなければならない。

規則 24 意匠の回復

- (1) 法第 12 条に基づく意匠の回復申請は、様式 4 によりしなければならない。
- (2) 意匠所有者による申請及び提示された証拠(ある場合)を考慮の上、長官が意匠の回復についての一応の証拠がある事件が証明されていない旨を納得したときは、長官は、意匠所有者にその旨を通知しなければならない。意匠所有者が当該通知の日から 1 月以内に当該事項について聴聞を受けることを請求しない限り、長官は、当該回復申請を拒絶する。
- (3) 登録意匠所有者が認められた期間内に聴聞を請求し、かつ、長官が、当該意匠所有者を聴聞した後、意匠権の延長手数料の不納付が故意でなかったことに一応の証拠があると納得したときは、回復申請を許可する。

規則 25 不納付の延長手数料の納付

- (1) 長官が登録意匠所有者に有利に決定したときは、当該意匠所有者は、意匠の回復申請を許可する長官命令の日から 1 月以内に、第 1 附則に規定された不納付の意匠権の延長手数料及び追加手数料を納付しなければならない。
- (2) 長官は、回復申請に関する決定を 1970 年特許法(1970 年 39 号)第 145 条で言及する公報で公告する。

物品への表示

規則 26 販売による引渡し前の物品への表示

登録意匠が使用されている物品の販売による引渡し前に当該意匠所有者は、前記各物品に対して、自己の選択に応じて、登録済みという語、又は REGD. という略語、若しくは RD という略語を表示しなければならない。かつ、(異なる物品分類で登録された意匠が使用されている物品であって、軟質性又は脆弱性のものから作られた物品の場合を除き)登録証に示された番号も共に表示しなければならない。

ただし、本規則及び法第 15 条(1) (b)の要件については、次の場合は適用されない。

- (i) ハンカチーフ以外であって、意匠が印刷され又は織り込まれた織物、及び
- (ii) 木炭粉から構成されている物品であって、脆いもの、かつ現に単片として販売されているもの

閲覧及び調査

規則 27 意匠の閲覧

登録意匠は、前記の 1970 年特許法(1970 年 39 号)第 145 条に言及する公報告示の後、公衆の閲覧に供し、出願は当該意匠の表示と共に、様式 5 での請求により閲覧することができる。

規則 28 法第 18 条に基づく調査

(1) 法第 18 条に規定の情報請求は、手数料の附則に規定の手数料を添えて様式 6 により何人によってもすることができ、情報請求対象の意匠の登録番号を記載しなければならない。

(2) 請求人が意匠の登録番号を提供することができないときは、その者は、長官に対して様式 7 を自己が所持する情報と共に提出しなければならない。その時長官は、提供された情報について、表示された分類において可能な限り調査をさせ、かつ、入手可能な限りの情報を提供しなければならない。様式 7 に意匠の表示又は見本が添付される場合は、前記表示又は見本を 2 通提供しなければならない。

取消

規則 29 法第 19 条に基づく意匠登録の取消

(1) 長官に対する意匠登録の取消申請については、様式 8 による申請書 2 通とするものとし、申請人の利害関係の内容及び申請の基礎とする事実を記述した陳述書及び証拠 2 通を添付しなければならない。

(2) 意匠登録の取消申請が登録意匠所有者でない者によってされたときは、長官は、当該申請書の副本を当該陳述書及び証拠と共に登録意匠所有者に送付しなければならない。

(3) 登録意匠所有者が当該申請に対して異議申立をしようとするときは、その者は、長官の指定した期間内に、当該申請に異議申立する理由を記述した答弁書及び証拠を特許庁に提出しなければならない。かつ、同時に答弁書の副本を当該申請人に送達しなければならない。

(4) 申請人は、登録意匠所有者の答弁書の副本及び証拠の送達を受けた後、自己の立場を裏付ける宣誓供述書の方式での証拠を特許庁に提出することができ、また、同時にその副本を登録意匠所有者に送達しなければならない。

(5) 削除

(6) 削除

(7) その他の陳述書又は証拠については、長官の許可又は請求による以外は、何れの当事者も提出してはならない。

(8) 書類が英語以外であって、法第 19 条に基づく申請に関連して提出された陳述書若しくは証拠又はそれに対する答弁書において引用されている場合は、当該書類の認証済み英語翻訳文を 2 通提供しなければならない。

(9) 答弁書を提出し又は証拠を提出するのに許容される期間は、通常は 1 月とし、それについては、付則 1 の指定手数料を納付すると同時に期間延長を求める当事者の申請に対して発せられる長官の特別命令によってのみ延長することができる。

ただし、そのように許可される延長については、如何なる場合でも、総計 3 月を超えない。

(10) (1) から (8) までにいう陳述書及び証拠の提出完了時又は長官の決定する他の時に、長官は、当該取消申請の聴聞の時を指定し、当事者に対して 10 日以上予告により当該聴聞の通知をしなければならない。

(11) 何れかの当事者が聴聞を受けることを希望するときは、その者は、長官に対して様式 20 によりその聴聞に出席する意思を通知しなければならない。

(12) 聴聞において、何れかの当事者が何らかの刊行物を引用しようとするときは、その者が引用を意図する刊行物の詳細と共に、5 日以上予告により当該意図について長官及び相手方当事者に通知しなければならない。

(13) 聴聞を希望する当事者を聴聞した後、又は何れの当事者も聴聞を受けることを希望せず若しくは聴聞に出席しないときは聴聞なしで、長官は、当該登録取消申請及び異議申立(ある場合)について決定の上、その決定を当事者に通知しなければならない。

総則

意匠登録簿

規則 30 意匠登録

(1) 意匠が受理されたとき、意匠登録簿には、法により必要とされる詳細に加え、意匠の登録番号、その登録の物品分類、インドにおける当該登録出願の出願日、当該登録についての相互主義主張日(ある場合)、及び当該意匠の効力又は所有権に影響を及ぼすと考えられるその他の事項を記載しなければならない。

(2) 前記意匠登録簿がフロッピーディスク又はディスクットによりコンピュータで一部又は全部保存されるときは、当該コンピュータ用フロッピーディスク又はディスクットは、長官の指揮監督の下で保管されなければならない。意匠の情報に関する何らかの紛争又は疑義のある場合は、バックアップファイル又はマスターファイルに含まれた情報を確定的なものとす。

(3) 受理された意匠が相互主義主張日の認められているものに係る場合は、前記意匠における意匠権の登録、期間の延長又は満了については、相互主義主張日から起算する。

規則 31 宛先の変更

登録意匠所有者は、様式 22 により意匠登録簿におけるその者の名称又は住所若しくは送達宛先の変更に係る請求を長官に対してすることができる。長官は、当該請求に関して処理する前に、請求された変更について適切と認める証拠を要求することができ、納得するときは、それに応じて意匠登録簿を変更させる。

規則 32 法第 30 条(3)に基づく書類の登録

法第 30 条(3)にいう申請は、様式 10 によりしなければならない。

規則 33 後の所有権の登録申請

法第 30 条(1)又は(2)にいう申請は、長官に対して場合に応じて様式 11、様式 12 又は様式 13 によりしなければならない。

規則 34 申請書の詳細

規則 33 に基づく申請書には、権利を有すると主張する者の名称、住所及び国籍について、その者が主張の基礎とする証書(ある場合)の完全明細と共に、記載しなければならない。

規則 35 権原及び他の証拠の書類の提出

各譲渡証書、及び登録意匠における意匠権の移転について記載し、効力を付与し、若しくは証拠となり、又は規則 33 に基づく申請により主張する通りその所有権に影響を及ぼし、若しくはそこに権利を創出する他の各書類については、長官が別段の指令をしない限り、その原本又は公証謄本の何れかを当該申請書と共に、長官に提出しなければならない。また、長官は、自己の納得のため必要な場合は、権原についての他の証拠又は同意書を請求することができる。

ただし、公文書である書類の場合は、その認証謄本を提出することができる。

規則 36 登録様式

規則 34 に基づいて申請される意匠登録簿への登録は、次の様式による。

「[……………] に関して受領された申請に従い、…………年…………月…………日付にて、当事者…………と相手方当事者…………との間で締結された、譲渡証書、ライセンス証書、譲渡抵当証書等によって、意匠所有者、実施権者、譲渡抵当権者等として登録された。」

規則 37 書類届出の登録

意匠権に影響を及ぼすと主張される書類(規定済みのものを除く)の届出の意匠登録簿への登録申請書には、当該書類の認証謄本を添付しなければならず、前記謄本の正確性については、長官の指令に従い認証されたものとし、更に証明を必要とするときは、当該書類の原本又は公証謄本を同時に作成して特許庁に提出しなければならない。

規則 38 登録簿閲覧時間

意匠登録簿は、就業時には、庁の実際の使用のため必要とされるときを除いて、常時、公衆の閲覧に供せられる。

規則 39 登録簿の更正

法第 31 条に基づいて意匠登録簿の更正の申請がされたときは、長官は、当該申請時にその名称が当該意匠について権利を主張する者として意匠登録簿に登録されている全員に通知し、かつ、当該申請を 1970 年特許法(1970 年 39 号)第 145 条で言及する公報で公告しなければならない。

規則 40 更正に対する異議

- (1) 意匠登録簿の更正に対する異議申立については、当該更正申請の公示の 3 月以内にこれを行うことができる。
- (2) 異議申立人は、異議申立から 14 日以内に、自己の権利の内容、自己の異議の基礎となる事実、及び自己が求める救済措置を記載した陳述書及び証拠 2 通を特許庁に提出しなければならない。
- (3) 長官は、更正申請人に異議申立書及び陳述書の副本と証拠各 1 通を提供する。
- (4) 証拠提出及び聴聞に関する規則 29(3) から (11) までに規定の手続は、可能な限り、法第 19 条に基づく申請の聴聞に対して適用するのと同様に、法第 31 条に基づく申請の聴聞に対しても適用する。

証明書

規則 41 書類の認証謄本

意匠登録簿の登録事項の認証謄本、権利の部分放棄書、宣誓供述書、宣言書、及び特許庁内の他の公文書の認証謄本若しくは抄本、又は登録簿類及び他の記録の認証謄本若しくは抄本については、所定の手数料の納付時には、長官により提供される。

規則 42 宣誓供述書の様式等

(1) 法及び本規則により必要とされ又はそれらによる手続に使用される宣誓供述書は、それらが関係する事項の冒頭において、一人称で作成し、連続番号を付した節に分割しなければならない。また各節は、可能な限り、1 主題に限定しなければならない。各宣誓供述書には、その宣誓供述人の供述及び真正な住所を記述しなければならない。その提出人の名称及び住所を掲載し、かつ、それが何人の代理人として提出されるものであるかということも記述しなければならない。

(2) 宣誓供述書は、その理由が記述されている限り、自己の信条の供述が認められることがある中間申請の場合を除き、宣誓証人が自己の知るところから立証することができる事実に限定しなければならない。

(3) 宣誓供述書については、次の者の面前で、宣誓しなければならない。

(a) インドにおいては、証拠を受理する法的権限を有する裁判所若しくは個人の面前、又は前記裁判所又は個人により宣誓を執行し若しくは宣誓供述を採録する権限を付与された公務員の面前

(b) インド以外の国若しくは場所—1948 年外交官及び領事館員(宣誓及び手数料)法(1948 年法律第 41 号)の趣旨での当該国若しくは場所に駐在の外交官若しくは領事館員の面前、又は 1952 年公証人法(1952 年法律第 53 号)第 14 条により中央政府が承認した当該国若しくは場所の公証人の面前、又は当該国若しくは場所の判事若しくは治安判事の面前

(4) 面前での宣誓供述をさせる者は、それが執行された日付及び場所を記載し、それに対して、その者の印章(ある場合)を捺印し、又は裁判所において若しくは当該裁判所により権限を付与された公務員の面前で宣誓がされたときは当該裁判所の公印を捺印し、かつ、その者の名称を署名した上、その末尾にその者の役職及び住所を記載しなければならない。

(5) (3)に基づいて権限を付与された者の印章又は署名を付し、銘記し又は書き入れたとされる宣誓供述書については、その者の面前で宣誓された証言として、長官が、その者の当該印章若しくは署名又は公的地位の真実性についての証拠なしに、承認することができる。

(6) 変更及び行間書入については、供述が宣誓され又は確認される前に、面前での宣誓供述をさせた者の頭文字により認証しなければならない。

(7) 宣誓供述人が文盲、盲目、又は宣誓供述が書かれた言語を理解できないときは、宣誓供述執行人がその者の面前で宣誓供述人に対して宣誓供述を読み聞かせ、翻訳し、又は説明した旨、及び当該宣誓供述人がそれを完全に理解したように認められ、かつ、その者の面前で当該宣誓供述人が宣誓供述書に署名し又はマークを付した旨の証明を宣誓供述書の末尾に添えなければならない。

(8) 法又は本規則に基づく何らかの手続に関連して長官に提出される各宣誓供述書には、その時点で有効な法律の規定に基づいて、適法に印紙を貼らなければならない。

長官による費用の裁定

規則 43 費用の額

長官に対する全ての手続において、長官は、法又は本規則により明記された別段の規定がある場合を除き、事件の全ての状況に鑑みて、長官が適正と認める費用額を裁定することができる。ただし、本規則第 4 附則に掲載された何れかの事項に関して裁定される費用額については、それに規定された額を超えてはならない。

長官の各種権限

規則 44 長官の裁量権その他権限の行使

法第 33 条に基づき聴聞を受ける機会を与えられる権利を有する者が聴聞を請求する選択権を行使する期間は、前記の者が聴聞を受ける権利を有する事項に関して長官が決定する前に、前記の者又はその代理人に対してしなければならない通知の日から、1 月とする。その 1 月以内に前記の者又はその代理人が聴聞を受けることを請求するときは、長官は、聴聞日を指定し、それについて 10 日前の通知をしなければならない。

ただし、10 日前の通知をすることが意匠登録出願を聴聞前に放棄したものとみなされる原因になる虞があるときは、長官は、予告期間を短縮することができる。

規則 45 長官の陳述書提出命令

出願人又はその代理人が聴聞を受けることを希望するか否かを問わず、長官は、いつでも、その者に長官により通知された期間内に陳述書を提出させること又は長官の面前に出頭し長官が命じる事項に関して釈明させることができる。

規則 46 補正の一般権限

補正について法による特別規定が一切ない書類については、補正することができ、また、長官の見解として何人の権利も害することなく取り除くことができる手続上の不備については、長官が適切と認めるときは、長官が指令する条件に従い訂正することができる。

規則 47 期間延長の一般権限

特段の規定が無い場合、何らかの行為をし又はそれにより何らかの手続をとるための本規則により定められた期間については、長官が適切と認めるときは、長官が指令する条件で、これを 3 ヶ月以内の期間延長することができる。

規則 47A. デジタル署名

本規則の下、要求される署名にデジタル署名が適用できる場合は、これを含むことができる。

廃止

規則 48 廃止

1933年インド特許及び意匠規則については、本規則によりこれを廃止する。

ただし、本規則の施行日に前記規則により係属している出願その他の事項については、従前の規則により処理する。

第1附則(規則5参照)手数料

| 記載 番号 | 納付対象項目 | 様式 番号 | 手数料 (ルピー) |
|----------|--|----------|------------------|
| 1. | 法第5条及び第44条に基づく意匠登録出願 | 1 | 1000.00 |
| 2. | 法第8条(1)、(5)に基づく出願人又は共同出願人として処理すべき異議申立 | 2 | 500.00 |
| 3. | 法第11条(2)に基づく意匠権期間の延長申請 | 3 | 2000.00 |
| 4. | 法第12条(2)に基づく失効意匠の回復申請 | 4 | 1000.00 |
| 5. | 回復の追加手数料 | - | 1000.00 |
| 6. | 法第17条(1)に基づく登録意匠の閲覧 | 5 | 500.00 |
| 7. | 意匠の情報請求で、法第18条に基づく登録番号提示のとき | 6 | 500.00 |
| 8. | 意匠の情報請求で、登録番号提示のないとき | 7 | 1000.00 |
| 9. | 法第19条に基づく意匠の取消申請 | 8 | 1500.00 |
| 10. | 法第21条に基づく未登録意匠の予定される展示又は公開の通知 | 9 | 500.00 |
| 11. | 法第30条(3)に基づく書類の意匠登録簿への登録申請 | 10 | |
| | 1意匠につき | | 500.00 |
| | 各追加の意匠当たり | | 200.00 |
| 12. | 法第30条に基づく意匠所有者又は部分意匠所有者の名称の意匠登録簿への登録申請 | 11 | |
| | 1意匠につき | | 500.00 |
| | 各追加の意匠当たり | | 200.00 |
| 13. | 法第30条に基づく譲渡抵当権又はライセンスの意匠登録簿への登録申請 | 12 | |
| | 1意匠につき | | 500.00 |
| | 各追加の意匠当たり | | 200.00 |
| 14. | 法第30条及び規則37に基づく書類届出の意匠登録簿への登録申請 | 13 | |
| | 1意匠につき | | 500.00 |
| | 各追加の意匠当たり | | 200.00 |
| 15. | 法第29条に基づく誤記の訂正請求 | 14 | 500.00 |
| 16. | 法第26条及び規則41に基づく証明書の請求 | 15 | 500.00 |
| 17. | 法第17条(2)に基づく登録意匠の認証謄本の申請 | 16 | 500.00 |
| 18. | 法第31条に基づく意匠登録簿の更正申請 | 17 | 500.00 |
| 19. | 規則15、規則18に基づく優先権書類提出の期間延長申請 | 18 | 200.00 (月当たり) |
| 20. | 規則40に基づく異議申立 | 19 | 100.00 |
| 21. | 規則29及び規則40に基づく聴聞出席意思の通知 | 20 | 500.00 |
| 22. | 代理人又は他人への委任状の様式 | 21 | - |
| 23. | 規則31に基づく意匠登録簿における名称、又は住所若しくは送達宛先の変更請求 | 22 | 200.00 |
| 24. | 意匠登録簿における2宛先の登録請求 | 23 | 200.00 |
| 25. | 規則46に基づく書類の補正申請 | - | 500.00 |
| 26. | 規則29、40、47に基づく期間延長申請 | - | 500.00 |
| 27. | 規則38に基づく意匠登録簿の閲覧(各意匠につき) | - | 250.00 |

第2附則(規則6参照)様式一覧

| 様式 番号 | 法又は規則 | 標題 |
|----------|--------------|-----------------------------|
| 1 | 法第5条及び第45条 | 意匠登録出願／相互主義協定に基づく出願 |
| 2 | 法第8条(1)及び(5) | 出願人又は共同出願人として処理すべき異議申立 |
| 3 | 法第11条(2) | 意匠権期間の延長申請 |
| 4 | 法第12条(2) | 失効意匠の回復申請 |
| 5 | 法第17条(1) | 登録意匠の閲覧請求 |
| 6 | 法第18条 | 情報請求で、登録番号提示のとき |
| 7 | 法第18条 | 情報請求で、登録番号提示のないとき |
| 8 | 法第19条 | 意匠登録の取消申請 |
| 9 | 法第21条 | 未登録意匠の予定される展示又は公開の通知 |
| 10 | 法第30条(3) | 意匠登録簿への書類の登録申請 |
| 11 | 法第30条 | 登録簿への意匠所有者又は部分意匠所有者の名称の登録申請 |
| 12 | 法第30条 | 登録簿への譲渡抵当権又はライセンスの登録申請 |
| 13 | 法第30条及び規則37 | 登録簿への書類届出の登録申請 |
| 14 | 法第29条 | 誤記の訂正請求 |
| 15 | 法第26条及び規則41 | 証明書請求 |
| 16 | 法第17条(2) | 登録意匠の認証謄本の申請 |
| 17 | 法第31条 | 登録簿の更正申請 |
| 18 | 規則15及び規則18 | 優先権書類提出の期間延長申請 |
| 19 | 規則40 | 異議申立 |
| 20 | 規則29及び規則40 | 聴聞出席意思の通知 |
| 21 | 法第43条 | 代理人への委任状 |
| 22 | 規則31 | 登録簿の名称又は住所若しくは送達宛先の変更請求 |
| 23 | 法第10条 | 登録簿への2宛先の登録請求 |

第3附則(規則10参照)物品分類

説明注記付きのクラス及びサブクラスの一覧

クラス01 食料品

注記

(a)人間のための食料品，動物の飼料及び栄養食品を含む。

(b)包装(クラス09)は含まない。

01-01 パン類，ビスケット，練り菓子，マカロニ及びその他の穀物製品，チョコレート，菓子，氷菓

01-02 果物及び野菜

01-03 チーズ，バター及びバター代用品，その他の乳製品

01-04 食肉(豚肉製品を含む)，魚

01-05 [空欄]

01-06 動物用食品

01-99 その他

クラス02 衣料品及び小間物

注記

人形用衣類(クラス21-01)，防火用，事故防止用及び救難用の特殊設備(クラス29)並びに動物用衣類(クラス30-01)は含まない。

02-01 下着，ランジェリー，コルセット，ブラジャー，寝巻

注記

(a)整形外科用コルセット及びリネン胴着を含む。

(b)家庭用リネン(クラス06-13)は含まない。

02-02 衣類

注記

(a)毛皮製品，水着，運動用衣類，整形外科用衣類等を含むあらゆる種類の衣類を含む。ただし，(b)に表示のものを除く。

(b)下着(クラス02-01)又はクラス02-03，クラス02-04，クラス02-05又はクラス02-06に分類される衣類は含まない。

02-03 帽子類

注記

男性用，女性用及び子供用のあらゆる種類の帽子を含む。

02-04 履物，ソックス及びストッキング

注記

フットボール，スキー及びアイスホッケー等の特殊深靴，整形外科用履物及びソックス並びにタイツ，ゲートル及びその他の脚部覆いを含む。

02-05 ネクタイ，スカーフ，ネックチーフ及びハンカチーフ

注記

あらゆる「平らな」衣類アクセサリーを含む。

02-06 手袋

注記

外科手術用手袋及び家庭用，各種職業用若しくはスポーツ用ゴム又はプラスチック製保護手

袋を含む。

02-07 小間物及び衣類アクセサリ

注記

(a) ボタン、衣服用、帽子用及び履物用留め金、レース、ピン、手芸、編物及び刺繍用具並びにベルト、靴下留め、ズボン吊り等の衣類用付属品を含む。

(b) より糸又はその他の糸(クラス 05-01)、飾り仕上げ(クラス 05-04)、縫製用、編物用及び刺繍用機械(クラス 15-06)又は縫い物キット(裁縫箱)(クラス 03-01)は含まない。

02-99 その他

クラス 03 旅行用品、ケース、パラソル及び身の回り品で、他で明記されていないもの

03-01 トランク、スーツケース、ブリーフケース、ハンドバッグ、キーホルダー、内容物に応じて特にデザインされたケース、札入れ及び類似の物品

注記

品物の運搬のための物品(クラス 09)又は葉巻ケース及び紙巻きたばこケース(クラス 27-06)は含まない。

03-02 [空欄]

03-03 傘、パラソル、日除け及び歩行用ステッキ

03-04 扇

03-99 その他

クラス 04 ブラシ製品

04-01 清掃用ブラシ及びほうき

注記

衣服用ブラシ(クラス 04-02)は含まない。

04-02 洗面室用ブラシ、衣服用ブラシ及び靴用ブラシ

注記

「洗面室用ブラシ」とは、身体に使用するブラシ、例えば、髪用、爪用又は歯磨用のブラシを意味する。

04-03 機械用ブラシ

注記

「機械用ブラシ」とは、機械又は特殊な車両に組み込まれたブラシを意味する。

04-04 塗装用刷毛、調理用ブラシ

04-99 その他

クラス 05 繊維製品、人造又は天然のシート状材

注記

(a) ヤード当たりで販売されるが仕立てられていない、あらゆる繊維品又は類似品を含む。

(b) 既製品(クラス 02 又はクラス 06)は含まない。

05-01 紡績品

注記

(a) 糸及びより糸を含む。

(b) 例えば、ロープ、ワイヤ、紐、巻糸(クラス 09-06)は含まない。

05-02 レース

05-03 刺繍

05-04 リボン，組み紐及びその他の飾り仕上げ

05-05 布地

注記

織り，編み又はその他の方法で製造された布地，タール塗り防水布，フェルト及びローデンを含む。

05-06 人造又は天然のシート状材

注記

(a)唯一の特徴が表面装飾又は織り方にあるシートを含む。特に，壁紙，リノリウム，接着性プラスチックシート，包装紙及び紙ロール等の被覆シートを含む。ただし，(b)に表示のものは除く。

(b)ロール状であっても筆記用紙(クラス 19-01)又は壁パネル及び羽目板等の建物構成部材(クラス 25-01)として使用されるシートは含まない。

05-99 その他

クラス 06 家具

注記

(a)複数のサブクラスに含まれる構成要素をまとめる複合家具物品は，クラス 06-05 に分類される。

(b)1 意匠とみなすことができる限り，家具の組物は，クラス 6-05 に分類される。

(c)長尺繊維品(クラス 05)は含まない。

06-01 椅子

(a)横になるためのものであっても、あらゆる椅子、例えば、ベンチ、長椅子、ソファークラッシュ(ソファ)、オットマン型長椅子、サウナ用及びソファークラッシュ用ベンチ等を含む。

(b)車両シートを含む。

06-02 ベッド

注記

(a)マットレス台を含む

(b)横になることの出来る椅子(クラス 6-01)，例えば，ベンチ，長椅子，ソファークラッシュ(ソファ)，オットマン型長椅子，サウナ及びソファークラッシュ用ベンチ等を含まない。

06-03 テーブル及び類似の家具

06-04 収納家具

注記

食器戸棚，引出し又は仕切り付き家具及び棚を含む。

06-05 複合家具

06-06 その他の家具及び家具部品

06-07 鏡及びフレーム

注記

その他のクラス(アルファベット順一覧参照)に含まれる鏡は含まない。

06-08 衣服ハンガー

06-09 マットレス及びクッション

06-10 カーテン及び室内ブラインド

06-11 カーペット，マット及び床敷き

06-12 タペストリー

06-13 毛布及びその他のカバー類，家庭用リネン

注記

家具カバー，ベッドカバー及びテーブルカバーを含む。

06-99 その他

クラス 07 家庭用品、他で明記されていないもの

注記

(a) 電動式であっても手で操作する家庭用器具及び用具を含む。

(b) 食物及び飲物を用意するための機械及び器具(クラス 31)は含まない。

07-01 陶磁器，ガラス製品，皿及びその他同類の物品

注記

(a) あらゆる素材の皿及び陶磁器，特に，紙製及び厚紙製皿を含む。

(b) ガラス製及び陶器製鍋，鉢等の調理器具及び容器(クラス 07-02)，花瓶，植木鉢及び純装飾性の陶磁器，ガラス製品(クラス 11-02)は含まない。

07-02 調理器具，用具及び容器

07-03 食卓用ナイフ，フォーク及びスプーン

07-04 食物及び飲物を用意するための手で操作する器具及び用具

注記

クラス 07-02 及びクラス 31 に分類される器具及び用具は含まない。

07-05 アイロン並びに洗濯用，清掃用及び乾燥用具

注記

洗濯用，清掃用及び乾燥用の家庭用電気器具(クラス 15-05)は含まない。

07-06 その他の食卓用具

07-07 その他の家庭用容器

07-08 暖炉用品

07-99 その他

クラス 08 工具及び金物類

注記

(a) 機械力が筋力を代替していても手で操作する工具，例えば電動鋸及びドリルを含む。

(b) 機械又は工作機械(クラス 15 又はクラス 31)は含まない。

08-01 穴をあけ，砕き又は掘るための工具又は用具

08-02 ハンマー及びその他の類似工具及び用具

08-03 切断用工具及び用具

注記

(a) 挽き切るための工具及び用具を含む。

(b) 食卓用ナイフ(クラス 07-03)，台所用切断具及び用具(クラス 31)又は手術用ナイフ(クラス 24-02)は含まない。

08-04 ねじ回し及びその他の類似工具及び用具

08-05 その他の工具及び用具

注記

その他のサブクラス又はクラスに分類されておらず又は配置されるべきでない工具を含む。

08-06 ハンドル， 把手及び蝶番い

08-07 施錠又は閉鎖装置

08-08 その他のクラスに含まれない固定具， 支持具又は取付け具

注記

(a) 釘， ねじ， ナット及びボルトを含む。

(b) 衣類用(クラス 02-07)， 装飾用(クラス 11-01)又は事務用(クラス 19-02)固定具は含まない。

08-09 ドア用， 窓用及び家具用の固定金具及び取付け金具並びに類似品

08-10 自転車及びオートバイ用架台

08-99 その他

注記

材質に拘らず非電気ケーブルを含む。

クラス 09 商品の輸送又は取引のためのパッケージ及び容器

09-01 瓶， フラスコ， 鉢， 箱入り大型ガラス瓶， 籠入り細口大型瓶及び自動分配装置付き容器

注記

(a) 「鉢」とは， 容器として役立つものを意味する。

(b) 陶磁器(クラス 07-01)又は植木鉢(クラス 11-02)とみなされる鉢を含まない。

09-02 貯蔵缶， ドラム缶及び樽

09-03 箱， ケース， 容器， (保存用)ブリキ缶又は缶

注記

輸送用コンテナを含む。

09-04 大型バスケット， 木枠及びバスケット

09-05 袋， 小袋， チューブ及びカプセル

注記

(a) 把手又は締め具の有無を問わずプラスチック袋又は小袋を含む。

(b) 「カプセル」とは， 包装に使用されるものを意味する。

09-06 ロープ及び巻き付け材

09-07 締め具及び付属品

注記

(a) 荷造り用締め具のみを含む。

(b) 「付属品」とは， 例えば， 容器に組み込まれた分配及び小分け装置及び脱着可能噴霧器を意味する。

09-08 フォークリフト用パレット及びプラットフォーム

09-09 廃棄物用コンテナ及びそのための台

09-99 その他

クラス 10 時計、携帯時計及びその他の計測器具， 検査器具及び信号器具

注記

電動器械を含む。

10-01 掛け時計及び目覚まし時計

10-02 懐中時計及び腕時計

10-03 その他の計時器

注記

パーキングメーター，台所用タイマー及び類似器械の計時器を含む。

10-04 その他の計測用の器械，機器及び装置

注記

(a) 温度，圧力，重量，長さ，体積，及び電力の測定用器械，機器及び装置を含む。

(b) 露出計(クラス 16-05)は含まない。

10-05 検査用，保安用又は試験用の器械，機器及び装置

注記

火災及び盗難警報器及び各種の探知器を含む。

10-06 信号機器及び装置

注記

車両用照明及び信号装置(クラス 26-06)は含まない。

10-07 計測用，検査用及び信号用器械のケーシング，ケース，文字盤，針その他の全ての部品及び付属品

注記

「ケーシング」とは，腕時計及び掛け時計用外枠並びに器械の不可欠部品であってその仕組みを保護する全ての外枠を意味する。ただし，それらの内容物(クラス 03-01)及び包装(クラス 09-03)のため特別にデザインされたケースを除く。

10-99 雑

クラス 11 装飾用品

11-01 宝飾品

注記

(a) 高級及び模造の宝飾品を含む。

(b) 腕時計，懐中時計(クラス 10-02)は含まない。

11-02 小装身具類，食卓用，暖炉棚用及び壁用の飾り，花瓶並びに植木鉢

注記

彫刻，モビール及び塑像を含む。

11-03 メダル及びバッジ

11-04 造花，人造の果物及び植物

11-05 旗，祭の飾り物

注記

(a) 花輪，飾りリボン及びクリスマスツリー装飾を含む。

(b) 蝋燭(クラス 26-04)は含まない。

11-99 その他

クラス 12 輸送又は引き揚げの手段

注記

(a) 陸上，海上，航空，宇宙及びその他全ての輸送手段を含む。

(b) 輸送手段に関連してのみ存在し，他のクラスに入れることができない部品，構成部分及び付属品を含む。輸送手段の部品，構成部分及び付属品は，当該輸送手段のサブクラスに，又はそれらが異なるサブクラスに含まれる複数の輸送手段に共通の場合はクラス 12-16 に入れ

なければならない。

(c)原則として、他のクラスに入れることができる輸送手段の部品、構成部分及び付属品は含まない。これらの部品、構成部分及び付属品は、同種の、すなわち、同一機能を有する物品と同一クラスに入れなければならない。従って、自動車用カーペット又はマットは、カーペット(クラス 06-11)に、輸送手段用電気モーターは、クラス 13-01 に、また輸送手段用非電気モーターは、クラス 15-01 に入れなければならない(同様のことが前記モーターの構成部分についても適用される)。自動車のヘッドライトは、照明器具(クラス 26-06)に入れなければならない。

(d)輸送手段の縮尺模型(クラス 21-01)は含まない。

12-01 動物が牽引する輸送手段

12-02 手押しカート，手押し一輪車

12-03 機関車及び鉄道車両並びにその他の軌条輸送手段

12-04 懸吊運搬設備，座席リフト及びスキーリフト

12-05 荷積み又は搬送のためのエレベーター及びホイスト

注記

旅客エレベーター，荷物リフト，クレーン，フォークリフトトラック及びコンベヤーベルトを含む。

12-6 船舶及びボート

12-7 航空機及び宇宙船

12-8 自動車，バス及びトラック

注記

救急車及び冷蔵車(道路用)を含む。

12-9 トラクター

12-10 道路用車両トレーラー

注記

トレーラーハウスを含む。

12-11 自転車及びオートバイ

12-12 乳母車，病人用車椅子，担架

注記

(a)「乳母車」とは、乳幼児用手押し車を意味する。

(b)玩具乳母車(クラス 21-01)は含まない。

12-13 特殊目的の輸送手段

注記

(a)街頭清掃車，散水車，消防車，除雪車及びレッカー車等，特に輸送を意図しない車両のみを含む。

(b)多目的農業機械(クラス 15-03)又は建築用及び土木用に使用の自走式機械(クラス 15-04)は含まない。

12-14 その他の輸送手段

注記

そり及びエアクッション付き輸送手段

12-15 乗物用のタイヤ及び滑り止めチェーン

12-16 その他のクラス又はサブクラスに含まれない輸送手段用の部品，装置及び付属品

12-99 その他

クラス 13 電気の発電、供給又は変流のための器具

注記

(a) 電流を発生し，分配し又は変換する機器のみを含む。

(b) ただし，電動モーターを含む。

(c) 電子時計(クラス 10-02)又は電流測定用の機器(クラス 10-04)等の電気で動く機器は含まない。

13-01 発電機及びモーター

注記

輸送手段用電気モーターを含む。

13-02 変圧器，整流器，電池及び蓄電池

13-03 電力の配電又は制御用の機器

注記

導線，スイッチ及び配電盤を含む。

13-99 その他

クラス 14 記録，通信又は情報検索用の機器

14-01 音声又は映像の記録用又は再生用装置

注記

写真撮影又は映画撮影用機器(クラス 16)は含まない。

14-02 データ処理装置並びに周辺機器及び装置

14-03 通信機器，無線遠隔制御装置及びラジオ増幅装置

注記

電信，電話及びテレビジョン機器並びに無線機器及びテレタイプを含む。

14-04 スクリーンディスプレイ及びアイコン

14-99 雑

クラス 15 機械、他で明記されていないもの

15-01 エンジン

注記

(a) 輸送手段用の非電動エンジンを含む。

(b) 電動モーター(クラス 13)は含まない。

15-02 ポンプ及びコンプレッサー

注記

手動若しくは足踏み式ポンプ(クラス 08-05)又は消火ポンプ(クラス 29-01)は含まない。

15-03 農業機械

注記

(a) 鋤及び複合機械，すなわち，機械でありかつ車両，例えば刈取結束機を含む。

(b) 手工具(クラス 08)は含まない。

15-04 建設機械

注記

(a) 掘削機，コンクリートミキサー及び浚渫機等の土木に使用する自動推進式機械を含む。

(b) ホイスト及びクレーン(クラス 12-05)は含まない。

15-05 洗濯、清掃及び乾燥用機械

注記

(a) アイロン及び絞り機等、リンネル製品及び衣服を処理する器具及び機械を含む。

(b) 皿洗い機及び業務用乾燥機を含む。

15-06 必須部品を含む織物用、縫製用、編み物用及び刺繍用機械

15-07 冷凍機械及び機器

注記

(a) 家庭用冷蔵機器を含む。

(b) 冷蔵車両(鉄道用)(クラス 12-03)又は冷蔵車(道路用)(クラス 12-08)は含まない。

15-08 [空欄]

15-09 工作機械、研磨及び鑄造機械

注記

土木基礎工事機械及び素材分離機(クラス 15-99)は含まない。

15-99 その他

クラス 16 写真撮影機、撮影器具及び光学機器

注記

写真用又は映画撮影用ランプ(クラス 26-05)は含まない。

16-01 写真用カメラ及び映画用カメラ

16-02 映写機及びビューアー

16-03 写真複写機器及び引き伸ばし機

注記

マイクロフィルム作成装置及びマイクロフィルムを見るための機器並びに写真的処理以外の方法(特に、熱処理又は磁気的処理)を使用する「写真複写」機器として知られている事務機械を含む。

16-04 現像機器及び装置

16-05 付属品

注記

写真用カメラのフィルター、露出計、三脚及び写真用フラッシュライト装置を含む。

16-06 光学物品

注記

(a) 眼鏡及び顕微鏡を含む。

(b) 光学装置を組み込んだ計測器械(クラス 10-04)は含まない。

16-99 その他

クラス 17 楽器

注記

楽器用ケース(クラス 03-01)又は録音若しくは再生装置(クラス 14-01)は含まない。

17-01 鍵盤楽器

注記

電子オルガン及びその他のオルガン、アコーディオン並びに機械式ピアノ及びその他のピアノを含む。

17-02 吹奏楽器

注記

オルガン、ハルモニウム及びアコーディオン(クラス 17-01)

17-03 弦楽器

17-04 打楽器

17-05 機械的楽器

注記

(a) オルゴールを含む。

(b) 機械式鍵盤楽器(クラス 17-01)は含まない。

17-99 その他

クラス 18 印刷機及びオフィス用機械

18-01 タイプライター及び計算機

注記

クラス 14-02 に入れるべきコンピュータ及びその他の機器は含まない。

18-02 印刷機

注記

(a) 植字機、ステロ版印刷機及び装置、活版印刷機、及びその他複写機、オフセット印刷機等の複製機械、並びに宛先印刷機、郵便料金納付済みの表示機及び消印捺印機を含む。

(b) 写真複写機(クラス 16-03)は含まない。

18-03 活字及び活字面

18-04 製本機械、印刷業用けとばし、裁断機及び調整仕上げ機(製本用)

注記

紙切断機及び類似品であって、裁断機及び調整仕上げ機に類似のものを含む。

18-99 その他

クラス 19 文房具及びオフィス用機器、画家の材料及び教材

19-01 筆記用紙、通信用及び通知用のカード

注記

用語の最も広い意味で、トレーシングペーパー、カーボン紙、新聞用紙、封筒、挨拶カード及び絵葉書等、録音が組み込まれているものであっても、筆記、製図、描画又は印刷に使用されている全ての紙を含む。

19-02 事務用機器

注記

(a) 小銭分類器等のレジで使用の機器を含む。

(b) 事務用機器によってはその他のサブクラス又はクラスに入れるべきものがある。例えば、事務用家具はクラス 06 に、事務用機械及び機器はクラス 14-02、クラス 16-03、クラス 18-01、クラス 18-02 又はクラス 18-04 に、また、筆記材料はクラス 19-01 又はクラス 19-06 に入れなければならない(アルファベット順一覧参照)。

19-03 カレンダー

注記

日記帳(クラス 19-04)は含まない。

19-04 書籍及び類似の外観を有するその他の物

注記

書籍の表紙，装丁，アルバム，日記帳及び類似品を含む。

19-05 [空欄]

19-06 手書き，素描，絵画，彫刻，彫版及びその他の芸術技法のための用具及び器具

注記

塗装用刷毛(クラス 04-04)，製図用机及び付属機器(クラス 06-03)又は筆記用紙(クラス 19-01)は含まない。

19-07 教材

注記

(a) 全ての種類の地図，地球儀及び太陽系儀を含む。

(b) 視聴覚教育機器(クラス 14-01)は含まない。

19-08 その他の印刷物

注記

印刷した宣伝資料を含む。

19-99 その他

クラス 20 販売及び広告機器，表示具

20-01 自動販売機

20-02 展示及び販売装置

注記

家具(クラス 06)は含まない。

20-03 標識，看板及び広告機器

注記

(a) 発光広告機器及び移動式広告機器を含む。

(b) 包装(クラス 09)又は信号装置(クラス 10-06)は含まない。

20-99 その他

クラス 21 ゲーム，玩具，テント及びスポーツ用品

21-01 ゲーム及び玩具

注記

(a) 縮尺模型を含む。

(b) 動物用玩具(クラス 30-99)は含まない。

21-02 体操及びスポーツ器具及び用具

注記

(a) スポーツ用具として，次のものを含む。すなわち，フットボール用ボール，スキー及びテニスラケット等，その他の特定の目的を有さない各種スポーツに必要な器具及び用具。ただし，特定のスポーツを練習するのに使用することもできるその他の全ての物品を除く。

(b) (a) に記載の留保に従うことを条件として，訓練用具及び器具並びに屋外ゲームに必要な用具を含む。

(c) 運動用衣類(クラス 02)，トボガン又はそり(クラス 12-14)は含まない。

21-03 その他の娯楽及び遊戯用品

注記

(a) 屋外市の回転木馬及び運勝負の自動ゲーム機械を含む。

(b) ゲーム及び玩具(クラス 21-01)又はその他クラス 21-01 又はクラス 21-02 に入れるべき物品は含まない。

21-04 テント及びその付属品

注記

(a) ポール, 杭及びその他の類似品を含む。

(b) 椅子(クラス 06-01), テーブル(クラス 06-03), 平皿(クラス 07-01), トレーラーハウス(クラス 12-10)等, 種類に応じてその他のクラスに入れるべきその他のキャンプ用品は含まない。

21-99 その他

クラス 22 武器, 火薬製品, 狩猟, 魚猟及び害獣駆除のための用品

22-01 発射器

22-02 その他の武器

22-03 弾薬, ロケット及び火薬製品

22-04 標的及び付属品

注記

移動式標的を作動させる特殊装置を含む。

22-05 狩猟及び魚猟用具

注記

衣類(クラス 02)又は武器(クラス 22-01 又はクラス 22-02)は含まない。

22-06 わな, 害虫駆除用品

22-99 その他

クラス 23 流体供給装置, 衛生用, 暖房用, 換気用及び空調用の機器, 固体燃料

23-01 流体供給装置

注記

パイプ及びパイプ継ぎ手を含む。

23-02 衛生用器具

注記

(a) その他のクラスに含まれない浴槽, シャワー, 洗面器, サウナ, 水洗便所, 衛生ユニット及び衛生付属品を含む。

(b) パイプ及びパイプ継ぎ手(クラス 23-01)は含まない。

23-03 暖房用装置

23-04 換気用及び空調用の機器

23-05 固体燃料

23-99 その他

クラス 24 医療器具及び実験室用器具

注記

「医療機器」という語は, 外科, 歯科及び獣医学の機器をも含む。

24-01 医師, 病院及び実験室用の機器及び装置

24-02 医療器械, 実験室用器械及び道具

注記

手動機器のみを含む。

24-03 補綴品

24-04 負傷手当用，看護用及び医療用具

24-99 その他

クラス 25 建築ユニット及び建設部材

25-01 建築資材

注記

煉瓦，梁，成形鋼板，タイル，スレート及びパネルを含む。

25-02 プレハブ又は組立て建築用部品

注記

(a)窓，ドア，外側シャッター，仕切り壁及び格子を含む。

(b)階段(クラス 25-04)は含まない。

25-03 家屋，ガレージ及びその他の建物

25-04 階段，はしご及び足場

25-99 その他

クラス 26 照明機器

26-01 燭台及び枝付き燭台

26-02 トーチ及び手提げランプ及びカンテラ

26-03 公共照明設備

注記

屋外灯，舞台照明及びサーチライト投光器を含む。

26-04 電気的か否かを問わず光源

注記

電球，発光板及び発光管並びに蠟燭を含む。

26-05 電灯，フロアスタンド，シャンデリア，壁灯及び天井灯，ランプシェード，反射鏡，写真及び映画のプロジェクター用ランプ

26-06 輸送手段用発光装置

26-99 その他

クラス 27 煙草及び喫煙者の消耗品

27-01 刻み煙草，葉巻及び紙巻き煙草

27-02 パイプ，葉巻及び紙巻き煙草用ホルダー

27-03 灰皿

27-04 マッチ

27-05 ライター

27-06 葉巻ケース，紙巻き煙草ケース，刻み煙草用壺及び袋

注記

包装(クラス 09)は含まない。

27-99 雑

クラス 28 医薬品及び化粧品，化粧用品及び化粧道具

28-01 医薬品

注記

(a)動物用を含む。

(b)オブラート，カプセル，トローチ，丸薬及び錠剤形状の化学薬品を含む。

(c) 傷の手当及び看護用材料(クラス 24-04)は含まない。

28-02 化粧品

注記

動物用を含む。

28-03 洗面室用品及び美容院設備

注記

(a) 剃刀, マッサージ, 脱毛又は整髪用器具及び機器を含む。

(b) 洗面室用ブラシ及び化粧用ブラシ(クラス 04-02)又は動物用物品及び器具(クラス 30-99)は含まない。

28-04 かつら, つけ毛

28-99 その他

クラス 29 火災防止用, 事故防止用及び救援用の装置及び器具

29-01 火災防止用機器及び設備

注記

(a) 消火器を含む。

(b) 消防自動車(車両)(クラス 12-13), 消火ホース及び消火ホース用ノズル(クラス 23-01)は含まない。

29-02 他で明記されない事故防止及び救援用機器及び設備

注記

(a) 動物用機器及び設備を含む。

(b) 事故防護用ヘルメット(クラス 02-03)及び衣類(クラス 02-02, クラス 02-04 又はクラス 02-06)は含まない。

29-99 その他

クラス 30 動物の世話及び扱い用の物品

注記

動物用飼料(クラス 01)又は動物用医薬品及び化粧品(クラス 28-01 又はクラス 28-02)は含まない。

30-01 動物用衣類

30-02 檻, 鳥かご, 犬小屋及び類似の収容小屋

注記

建物(クラス 25)は含まない。

30-03 給餌器及び給水器

30-04 馬具

注記

動物用首輪を含む。

30-05 鞭及び突き棒

30-06 寝床及び巢

30-07 止まり木及びその他の鳥かご付属品

30-08 しるし付け具, しるし及び枷

30-09 馬つなぎ杭

30-99 その他

クラス 31 飲食物を調理するための機械及び器具、他に明記されていないもの

注記

食物又は飲物を提供又は用意するための手動の機械及び器具(クラス 07)は含まない。

31-00 他に明記されない, 食物又は飲物を用意するための機械及び器具

クラス 99 その他

注記

前記分類に含まれない全ての製品を含む。

99-00 その他

第4附則(規則43参照)長官に対する手続において認められる費用額

| 記入 番号 | 費用裁定の対象事項 | 額(ルピー) |
|----------|----------------------------|---------|
| 1. | 規則40に基づく異議申立 | 100.00 |
| 2. | 法第19条に基づく意匠登録の取消申請 | 1000.00 |
| 3. | 聴聞出席意思の通知 | 200.00 |
| 4. | 職業代理人が指名された場合の委任状用の印紙 | 実費 |
| 5. | 関係する宣誓供述書に係る印紙代 | 実費 |
| 6. | 規則29(1)及び規則40(2)に基づく陳述書と証拠 | 200.00 |
| 7. | 規則29(3)及び規則40(4)に基づく答弁書と証拠 | 200.00 |
| 8. | 立証に関連する場合の各宣誓供述書 | 100.00 |
| 9. | 立証に関連する場合の各引用例 | 100.00 |
| 10. | 立証に不要か若しくは関連しない各宣誓供述書又は引用例 | 100.00 |
| 11. | 長官の面前での聴聞の各1日分又は各1日未充分 | 500.00 |

第 5 附則(規則 17 參照)